

# 宮古島での農業に関する産官学連携協定書

宮古島市（以下「甲」という。）、学校法人東京農業大学（以下「乙」という。）、東京急行電鉄株式会社（以下「丙」という。）および宮古観光開発株式会社（以下「丁」という。）は、宮古島における農業を中心とした産官学連携活動を円滑に進めるため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙および丁が、それぞれが持つ資源を活用し、宮古島の農業および農業関連産業を推進し、相互に協力しあい、もって地域の発展に貢献することを目的とする。

## （実施体制）

第2条 甲、乙、丙および丁は、この協定を実施するために、それぞれ担当者を定め、他の全ての協定当事者にその氏名、役職名を連絡先と共に通知するものとする。なお、担当者が変更された場合も同様とする。

2 本活動（第3条で定義する。）の対象となる農場は以下の通りとする。

宮古島市下地字与那覇仲子ク原他に丙が所有する土地（以下「本農場」という。）

## （提携・協力事項等）

第3条 甲、乙、丙および丁は、以下の業務提携・協力（以下、「本活動」という。）を行うものとする。

- （1）宮古島の気候、環境に適合した作物の栽培。
- （2）宮古島の気候、環境に適合した作物を原料とした加工商品の試験的な生産。
- （3）宮古島の気候、環境に適合した作物、およびそれを原料とした加工商品の試験的な出荷。
- （4）宮古島の気候、環境に適合した作物、およびそれを原料とした加工商品の情報発信および対外的紹介活動。
- （5）その他宮古島農業の情報発信および対外的紹介活動の推進。

## （各当事者の役割）

第4条 本活動を行うために、甲、乙、丙および丁は、各々以下の役割を遂行する。

- （1）甲は本活動を宮古島市民に周知させるために必要な場および媒体を提供する。
- （2）乙は研究材料、種苗等を提供し、土壌・用水・肥料等の改良に必要な検査・試験を実施する。
- （3）丙は本活動の実施場所（本農場）、農業機械を提供する。また、商品開発、販路開拓に必要な経営資源を提供する。
- （4）丁は本農場において、本活動の対象作物の栽培管理に要する労務を提供する。

2 甲、乙、丙および丁は、自己の役割を遂行するにあたっては、他の当事者と相互に連絡を保ち、円滑に本活動を推進するものとする。

## （活動費用の負担分担）

第5条 本活動にかかる活動費用は第6条に定める生産費用と第7条に定める研究費用とから成るものとし、各条の定めに従って、各当事者が費用を負担するものとする。

## （生産費用）

第6条 生産費用は以下の各号の費用とし、丙、丁がそれぞれ負担する。

- （1）第3条（1）に定める作物の栽培に要した費用。
- （2）第3条（2）に定める加工商品の試験的な生産に要した第三者への開発委託料、業務委託料等。
- （3）第3条（3）に定める加工商品の試験的な出荷および販路開拓に要した費用。
- （4）その他、本活動の告知宣伝など対外活動に関わる費用。

#### (研究費用)

第7条 研究費用は、以下の各号の費用とし、乙が立て替え、丙が負担するものとする。但し、乙は事前に丙の承認を得るものとする。

- (1) 本農場に植付を行う乙の推奨する種苗の育成費。
- (2) 本農場の土壌・用水・肥料等の改良に必要な検査・試験の実費。
- (3) 本活動に関わる乙の研究員の出張旅費および日当。
- (4) その他本活動に関わる乙の学生の日当。

2 前項により丙の承認を得た研究費用について、乙は、第11条に定める本協定終了の日(第11条但し書により本協定が更新された場合は、更新された日の前日)から30日以内に丙に対して請求し、丙は、請求書受領日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、支払いに係る振り込み手数料は丙の負担とする。

3 第4条第1項第2号に定める乙の研究のテーマについては、乙および丙が協議のうえ、決定するものとする。

#### (活動成果の帰属)

第8条 本活動により得られた活動成果の帰属は以下の各号の通りとする。

- (1) 本活動により得られた生産物、商品は丙および丁に帰属する。
- (2) 本活動により得られた著作権(著作権法第27条第28条の権利を含む)、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、育成者権(いずれも出願する権利を含む)およびノウハウ(以下、これらを総称して「本活動成果」という。)は、原則として、甲、乙、丙および丁の共有に帰属する。なお、著作者は、著作者人格権を行使しないものとする。但し、本協定に基づき乙に所属する者の行った研究の成果により作成された著作物(研究論文を含む)については、その著作権は乙に帰属する。

2 甲、乙、丙および丁のいずれかが、本活動成果を特許庁等に出願する場合は、事前にその取り扱いについて他の全ての協定当事者と協議し、協議結果を文書により確認する。また、甲、乙、丙および丁のいずれかが、本活動成果の自己の持分を第三者に譲渡する場合は、事前に書面により他の全ての協定当事者の同意を得るものとする。

#### (宮古島農業に関わる第三者に対する実施の許諾)

第9条 甲、乙、丙および丁は、本活動成果の地元への普及、拡大を図るため、宮古島農業に関わる第三者に対し本活動成果の実施を許諾することができる。

2 甲、乙、丙および丁が前項の許諾をするときは、事前に書面により他の全ての協定当事者の同意を得るものとする。

#### (秘密保持義務)

第10条 甲、乙、丙および丁は、本活動の実施に当たり知り得たすべての情報(以下「秘密情報」という。)を本協定履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 開示の時点で、公知であった情報。
- (2) 開示の時点で、情報受領者が既に取得していた情報。
- (3) 開示後に、情報受領者の責によらない事由で、公知となった情報。
- (4) 開示後に、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
- (5) 国又は地方公共団体から、法令に基づいて開示を要求された情報。

2 甲、乙、丙および丁は、秘密情報を、情報開示者の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。

3 本協定の有効期間中はもとより、有効期間終了後も5年間、本条は効力を存続するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は締結日から平成26年3月31日までとする。但し、本協定終了日の30日以前に各当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項および疑義のある事項については、甲乙丙丁間で誠意をもって協議し、これを決定する。

この協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月15日

甲 沖縄県宮古島市平良字西里186番地  
宮古島市

市長

下地 敏 高



乙 東京都世田谷区桜丘1-1-1  
学校法人東京農業大学

理事長

大澤 貴 邦



丙 東京都渋谷区南平台町5-6  
東京急行電鉄株式会社

代表取締役

杉田 芳 樹



丁 沖縄県宮古島市下地字与那覇1591-1  
宮古観光開発株式会社

取締役社長

鈴木 雄 二

